

日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成21年 5 月21日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高市マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸出すことにより、日高市を広くPRするため、着ぐるみの貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類及び数)

第2条 着ぐるみの種類及び数は次のとおりとする。

(1) くりっかー 2体

(2) くりっぴー 2体

(着ぐるみの貸出)

第3条 市長は、業務に支障を及ぼさない限度において、貸出対象者が企画又は実施するイベントで、適当と認められるものに着ぐるみを貸出すことができる。

2 前項の貸出対象者は次のとおりとする。

(1) 市内在住の者

(2) 主たる活動拠点が市内に存在する団体

(3) 市内に事業所又は営業所が存在する法人

(4) その他市長が特に認めるもの

3 貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

4 着ぐるみの貸出しは、1イベントにつき2種類それぞれ1体ずつを限度とする。

(貸出しの申請)

第4条 貸出しを希望する者は、あらかじめ日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出日の前6か月から3日前までの期間に提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）により承認するものとする。

(1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 政治活動及び宗教活動に係るイベント等に使用される恐れのあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するものからの申請があったとき。
- (6) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するものから申請があったとき。
- (7) その他、管理上支障があるとき。

2 市長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認書（様式第 3 号）を交付する。

（貸出料）

第 6 条 第 3 条第 1 項に基づく貸出しに係る貸出料は、申請書の使用期間の日数に 1 日当たり 1 体 1, 0 0 0 円を乗じて得た額とする。

（貸出料の納入）

第 7 条 第 5 条の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、着ぐるみ返却日から起算して 7 日以内に貸出料を納入しなければならない。

（遵守事項）

第 8 条 借受者は、承認された用途、貸出期間、その他特に付した条件を遵守しなければならない。

（承認の取消し等）

第 9 条 市長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、市長はその承認を取り消すことができる。

2 市長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（原状回復）

第 10 条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、修理又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（市の責任）

第 11 条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切の責めを負わない。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

（あて先）

日 高 市 長

住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

電 話

下記のとおり、日高市マスコットキャラクターの着ぐるみを借受たいので申請します。

なお、着ぐるみの借受け、使用および汚損時の原状回復については、「日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱」に従います。

記

着ぐるみの種類	くりっかー	くりっぴー
イベント名		
イベント内容		
使用方法		
使用場所		
借受日	年 月 日	
使用期間	日間 年 月 日から 年 月 日	
返却日	年 月 日	

※イベント内容がわかる資料があれば添付してください。

様式第2号（第5条関係）

日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認書

年 月 日

様

日高市長

年 月 日付けで申請のありました日高市マスコットキャラクターの着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

承認番号	第 号
着ぐるみの種類	くりっかー くりっぴー
貸出期間	貸出日 年 月 日 使用期間 年 月 日から 月 日 返却日 年 月 日
付記事項	・「日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書」の申請内容どおりに使用すること。 ・「着ぐるみ装着について」に従って使用すること。

様式第3号（第5条関係）

日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認書

年 月 日

様

日高市長

年 月 日付けで申請のありました日高市マスコットキャラクターの着ぐるみの貸出しについては、下記のとおり不承認となります。

記

不承認根拠	日高市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出し要綱 第5条第1項第 号に該当。
不承認理由	

日高市マスコットキャラクター着ぐるみ使用完了報告書

年 月 日

(あて先)

日 高 市 長

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話

平成 年 月 日付で承認のありました日高市マスコットキャラクターの着ぐるみの貸し出しについて、イベントが終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

着ぐるみの種類	くりっかー	くりっぴー
イベント名		
イベント内容		
使用場所		
参加人数	名	
使用日	年 月 日 ()	

活動内容

※活動内容がわかる写真(1～2枚)を添付してください。

当日の様子

※この内容について、後日、日高市ＨＰに掲載させていただきますのでご了承ください。